


(太陽光発電設備、定置型蓄電設備、太陽熱利用システムに係る申請)  
箕輪町ゼロカーボン推進補助金の申請に係る確認表

箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請に当たり、要綱及び以下に掲げる要件を遵守します。

申請者（法人の場合は担当者）氏名 <sup>(自署)</sup> \_\_\_\_\_

区分	内容	確認欄 確認した ら○
全 種 共 通 事 項	住宅の場合、設備を設置する住宅は、一戸建ての専用住宅であること。	
	住宅の場合、自ら居住する住宅又は当該住宅と同一敷地内に補助対象設備を設置し、実績報告書提出時点において当該住宅に住所を有すること。	
	補助対象設備を設置する住宅等が自己の所有に属さない場合又は共同所有者がいる場合は、当該所有者に設置についての承諾を得ること。	
	長野県内に本店、支店若しくは営業所を有する法人又は個人事業主に補助対象設備を設置させること。	
	設置に関する契約の締結は、交付決定日以降に行うこと。 なお、新築住宅の場合のみ令和6年4月1日以降に建築工事請負契約を締結したものであり、事業着手は交付決定日以降に行うこと。	
	設置する補助対象設備は、未使用のものであること。	
	町長が指定した日以降に事業に着手し、当該年度の2月28日までに、第9条に規定する実績報告書を提出できること。	
	過去に同種の補助対象設備等を対象として、箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付要綱による補助金の交付を受けていないこと。	
	補助対象設備が国及び県が実施する他の補助金等を受けていないこと。ただし、次に掲げる補助金等を除く。 ① 国及び県が実施する補助金及び交付金のうち、対象となる工事箇所が本補助金の対象となる工事箇所と明確に区分できるもの ② 県が実施する同種の補助金のうち、国庫補助金を財源としないもの	
	補助対象者及び補助対象者と同一世帯に属する者が、町税等を滞納していないこと。	
	箕輪町暴力団排除条例（平成23年箕輪町条例第15号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は警察当局から排除要請された者でないこと。	
	「デジタル郵便」の登録が完了していること。 ※補助金の決定通知等は原則としてデジタル郵便で送付します。詳細はこちら→ 未登録の場合は郵送で対応します。	
太 陽 光 発 電 設 備	事業所の場合、事業所又は当該事業所と同一敷地内に補助対象設備を設置すること。	
	5kW以上の設備を設置する場合は、補助対象設備による発電電力消費量計画書を提出すること。	
	10kW以上の設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、補助対象設備の解体・撤去等に係る費用確保計画書を提出すること。また、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。	

	20kW以上の設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置するとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識を掲示すること。（屋根置き太陽光発電設備の場合を除く。）	
	発電する電力量のうち、自家消費する電力量が住宅の場合30%以上、事業所の場合50%以上であること。	
	電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。	
	余剰電力は、町長が指定する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者に売却すること。	
	既存設備の更新の場合は、設置から17年を経過していること。	
	自己託送を行わないものであること。	
	本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。	
	再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること。	
蓄電設備 太陽光発電設備とセット	箕輪町ゼロカーボン推進補助金で設置する太陽光発電設備に常時接続する設備であること。	
	蓄電容量が4kWh以上のものであること。	
	補助対象経費（消費税及び地方消費税を含まない。）が1kWh当たりの価格15万5千円以下の設備であること。	
	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	
	既存設備の更新の場合は、設置から6年を経過していること。	
	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領 別紙2 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金交付対象事業となる事業（重点対策加速化事業）に記載されている「家庭用蓄電設備の要件」に適合していること。	
蓄電設備 単独設置	蓄電容量が4kWh以上のものであること。	
	既に設置されている太陽光発電設備に常時接続する設備であること。	
	停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。	
	設置設備は商用化され、導入実績があるもので、中古のものでないこと。	
システム 太陽熱利用	太陽集熱器が日本産業規格 4112 で規定する太陽集熱器と同等以上の性能を有するものであること。	
	既存設備を更新する場合は、設置から15年が経過していること。	
	本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わないこと。	

※ この確認表は、箕輪町ゼロカーボン推進補助金交付申請書に添付する「その他町長が必要と認める書類」として、一緒に提出してください。